令和８年度 低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について
（お知らせ）

令和８年６月 30 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」。）第５条第４項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受ける場合は、必ず**受付期間内**に申出書類を提出いただく必要があります。

この際、低生産量新規化学物質としての判定を受けた年度にかかわらず、どの受付期間でも、**以下①～③のいずれかの方法**により申出を行うことができます（ただし、法第３条第１項の届出に係る新規化学物質の**判定通知を受領した日と同月内**に確認申出を行う場合は、基本的に**書面による申出の受付**とし、判定通知の提出は不要です。）。

① **電子申出**　　【e-Gov を通じたオンライン申請】
② **光ディスクによる申出**【郵送（送付先：経済産業省）】
③ **書面による申出**　　【郵送（送付先：経済産業省）】

令和８年度における申出書類の受付日程について、次のとおりお知らせします。

１．申出書類の受付日程について

	申出書類の受付期間※1	
第１回	電子	令和８年２月 17 日（火）～ ２月 25 日（水）
	光ディスク／書面	令和８年２月 17 日（火）～ ２月 20 日（金）
第２回	令和８年４月 16 日（木） ～ ４月 22 日（水）	
第３回	令和８年５月 14 日（木）～５月 20 日（水） ◎第３回では、令和８年４月３日付けで提出された法第３条第１項に基づく届出に係る申出（提出方法：書面）のみを受付の対象とします。	
第４回	令和８年７月 15 日（水）～７月 24 日（金）※2	
第５回	令和８年８月 26 日（水）～８月 31 日（月）	
第６回	令和８年 10 月 13 日（火）～10 月 19 日（月）	

第７回	令和８年 11 月 13 日（金）～11 月 19 日（木）
第８回	令和８年 12 月 11 日（金）～12 月 17 日（木）
第９回	令和９年１月 18 日（月）～１月 22 日（金）

※１　確認通知書の発送は、受付期間の終了日から概ね１カ月後を予定しています。

※２　令和８年度６月分及び７月分の受付期間については、第４回受付に統合しています。

２．注意事項

（１）システムの移行後（第４回以降）は、「申出者コード」が使用できなくなります。「申出者コード」の代わりに、「ＧビズＩＤ」を採用しますので、電子申出前までに「ＧビズＩＤ」の取得手続を行ってください。

- 「ＧビズＩＤ」には種類があり、本制度で使用いただけるのは、「ＧビズＩＤプライム」または「ＧビズＩＤメンバー」の２つのみとなります。既に「ＧビスＩＤプライム」のアカウントを作成済みの事業者様におかれましては、「ＧビズＩＤメンバー」のアカウントは、「ＧビズＩＤプライム」のアカウントの権限により、即日の作成が可能です。一方で、「ＧビズＩＤプライム」のアカウントを未作成の場合は、デジタル庁の審査が必要となり、即日のアカウント作成ができませんので、早めの申請を推奨いたします。詳しくは、下記のデジタル庁「ＧビズＩＤ」のページをご参照ください。
 https://gbiz-id.go.jp/top/
- なお、「申出者コード」の廃止と「ＧビズＩＤ」の取得については、令和７年３月に下記のとおり周知しているものとなりますので、適宜ご参照ください。
 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/gbizoshirase_2024fy.pdf

（２）申出書は、受付期間が到来したらすぐに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

- 電子申出において、申出書類を送信しようとした際に不慮の通信トラブルに見舞われ、締切直前であったために受理できなかったケース等もありますので、電子申出は、受付締切日の１～２日前までに行っていただくことをお勧めします。
- 光ディスクによる申出及び書面による申出については、簡易書留又は書留での郵送（受付締切日の消印有効）にて、お早めに提出いただくようお願いします。

（３）新規化学物質の製造・輸入は、原則として、確認通知書を受領してから可能となります。

- ただし、第１回のみ、令和８年４月１日以降に製造・輸入を開始してください。

（4）電子申出に当たり、必ず、最新バージョン（ver7.03）の申出システムを利用して申出書を作成してください。

- 旧バージョン（ver7.02 以前）による申出書を受け付けることはできません。申出システムについては、以下のホームページを参照してください。

〇経済産業省「申出システム」のページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/offersystem_ver7-0.html

3．参考資料

低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る手続の詳細は、以下のホームページを参照してください。

〇経済産業省「低生産量新規化学物質の申出」のページ
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html

4．翌年度の受付日程の公表時期について

令和９年度の低生産量新規化学物質の製造・輸入申出等に係る日程についてのお知らせは、令和８年 10 月中を目途に公表する予定です。

5．お問合せ先

御不明な点等につきましては、以下にお問い合わせください。

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
（電話）03-5253-1111（内線 2428）

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
（お問合せ専用メールアドレス）
bzl-shoryoshinki-system@meti.go.jp
※電子メールの件名は**『低生産量新規申出に関する問合せ（＊＊＊株式会社）』**（注：括弧内にはお問合せ者の会社名等を記載）としてください。
また、本文には、質問内容に加え、**お問合せされる方の会社名・所属・氏名、電話番号、連絡希望時間帯**（問合せ日を含め３営業日以内でお電話が受け取れる時間帯）を必ず記載してください。
（電話）03-3501-0605

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
（電話）03-5521-8253

■ 用途分類、構造式ファイル（MOL ファイル）の作成方法に関するお問合せ

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）化学物質管理センター
（お問い合わせ）
https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html

○構造式ファイルについて

※「少量新規申出に関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。

○用途分類について

※「一般問合せに関するお問い合わせ」から必要事項を入力してください。